

## 障がいのある方に対する軽自動車税（種別割）の減免

- 対象**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特定の区分・級に該当する方  
※詳しい障がいの区分、級別などは問合せください。減免を受けることができる車両は、普通自動車（県へ申請）、軽自動車を通じて1台です。
- 車検証の名義人**：対象者本人名義の軽自動車（18歳未満の場合は、同居し生計を同じくする方の名義でも可）
- 受付期間**：3/21(木)～4/30(火) 8:30～17:15  
※土日祝を除く。期限を過ぎた場合は減免できません。郵送の場合は4/30(火)必着。
- 申請場所**：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係
- 持ち物**：車検証、運転免許証（運転する方）、障害者手帳等、マイナンバーカードまたは通知カード  
申請前に納税通知が届いた方は、併せてお持ちください。

■問合せ：税務町民課住民税係☎0234-42-0143

## 庄内町低所得者世帯給付金10万円給付・子ども加算分・令和6年能登半島地震の被災者への対応について

町では、エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担を軽減するための支援として、国の「重点支援地方交付金」を活用し、住民税均等割のみ課税世帯への給付と住民税非課税世帯も対象世帯とし、対象児童数に応じた子ども加算給付を開始しています。対象者に対しては順次申請書類を送付していますので、ご確認ください。

## 均等割のみ課税世帯給付金

- 対象**：令和5年12月1日時点において庄内町に住民登録がある方で構成される世帯で、令和5年度分の住民税が「均等割のみ課税の方」または「均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成される世帯の世帯主
- 金額**：1世帯当たり10万円

## 子ども加算給付金

- 対象**：令和5年12月1日を基準日とする庄内町低所得者世帯給付金（7万円給付または10万円給付）の給付対象世帯で、平成17年4月2日から令和6年4月1日までに出生した児童が同一世帯にいる世帯の世帯主
- 金額**：児童1人当たり5万円

## 令和6年能登半島地震の被災者への庄内町低所得者世帯給付金にかかる対応について

令和5年12月1日において庄内町に住民登録があり、令和5年度の住民税が課税されている世帯に令和6年能登半島地震に伴う災害によって被災された方がいる場合は、庄内町低所得者世帯給付金の対象となることがあります。

該当すると思われる方は、保健福祉課生活支援特別給付金窓口までご相談ください。

■問合せ：保健福祉課生活支援特別給付金窓口☎080-7611-5170

スマホを安心して活用したい方に！  
（無料）スマホ教室～アプリの活用～

- 日時**：3/22(金) 13:30～15:30
- 場所**：役場B棟
- 定員**：8人
- 内容**：あんしん・安全にスマホを使おう、アプリ（マイナポータル）の活用
- 持ち物**：マイナンバーカード、スマホ
- 講師**：ドコモ認定講師※どのキャリア(ソフトバンクやauなど)をお使いでも参加できます。

■問・申込み：企画情報課デジタル推進係☎0234-43-0297

## 女性のなんでも相談所（無料）

- 日時**：3/9(土) 10:00～15:00
- 場所**：酒田市地域福祉センター
- 相談員**：人権擁護委員
- 相談内容**：夫やパートナーからの暴力、ストーカー被害、家族問題、職場における男女差別など
- その他**：相談は無料です。秘密は守られます。  
※上記以外にも、女性専用電話相談窓口「女性の人権ホットライン」も常時開設しています。  
女性専用電話☎0570-070-810（山形地方法務局）  
※事前申込不要。14:30まで会場にお越しください。
- 問合せ**：税務町民課町民係☎0234-42-0133  
酒田人権擁護委員協議会（山形地方法務局酒田支局内）☎0234-25-2221

## 医療機関通院交通費助成・在宅酸素療法者助成

## 医療機関通院交通費助成

- 対象**：次のいずれにも該当する方  
①人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方  
②本人および同一世帯生計中心者の令和4年分の所得税が非課税の方  
③生活保護法など他の法令により通院交通費の給付を受けていない方
- 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）※本人確認書類をご持参ください。
- 提出期限**：4/5(金)

■問・提出先：保健福祉課福祉係☎0234-43-0818

## 在宅酸素療法者助成

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
- 提出書類**：支給申請書  
※以下は新規の場合のみ必要  
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）または使用証明書（機器業者の証明が必要）※身体障害者手帳をご持参ください。
- 提出期限**：4/5(金)

## 障がい者社会参加移動支援事業の対象者が一部変更になります

- 対象**：次のいずれかに該当する方  
①身体障害者手帳（1級から3級まで）を所持する方  
②療育手帳を所持する方  
③精神障害者保健福祉手帳（1級から2級まで）を所持する方  
④特別支援学校に通学している方
- 交付枚数**：タクシー券48枚（1枚600円）給油券24枚（1枚1リットル相当額）のいずれか
- 提出書類**：申請書※対象の方に書類を送付します。
- 持ち物**：身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のうち所有する手帳
- 提出期限**：3/21(木)※期限後も申請を受け付けます。

■問・申請先：保健福祉課福祉係☎0234-43-0818